

鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

【完了予定年月日の属する年度が終了した場合】
完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日までに提出してください。

◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先 鳥取県農林水産部水産振興課 漁業振興担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7316 suisan@pref.tottori.jp